

## 尼崎市障害者（児）等日常生活用具給付等事業実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、本市で身体障害者手帳及び療育手帳を管理する障害者（児）及び本市に居住する難病患者に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図りその福祉の増進に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において「障害者（児）」とは、身体障害者手帳を所持している者又は療育手帳A判定を受けている者とする。

2 この要綱において「難病患者」とは、対象疾病（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号））に罹患しており、在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断される者で、別表1の「対象者」欄の状態にある者とする。

### （用具の種目等）

第3条 給付等の対象となる用具種目及び価格は、障害者（児）においては別表2、難病患者においては別表1の「種目」欄に掲げる用具及び「限度額」欄に掲げる価格の範囲内とし、その対象者はそれぞれの表の「対象者」欄に掲げる者とする。

ただし、65歳以上又は介護保険法（平成9年法律第123号）に定める特定疾患有つ40歳以上64歳以下の障害者（児）及び難病患者が、介護保険の福祉用具と共に日常生活用具を希望する場合には介護保険による福祉用具の貸与が優先するため、日常生活用具の給付は行わない。

### （給付の申請等）

第4条 用具の給付等を受けようとする対象者又はその者を扶養する者（以下「申請者」という。）は、市長に対し申請するものとする。

2 前項の申請書を受理した市長は、必要な審査及び調査を行い、その適否を決定し、その旨を申請者に通知するものとし、用具の給付等を受ける申請者に対し、日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を交付するものとする。

3 市長は障害者（児）の申請手続きの利便性を考慮し、ストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋及び紙おむつ）については、次のとおり「給付券」を一括交付することができるものとする。

（1）暦月を単位として2ヶ月ごとに給付券1枚を交付することができる。

（2）別表の限度額（月額）の範囲内で1ヶ月に必要とするストマ用装具に用いる額の2倍（2ヶ月分）の額を給付券1枚に記載して交付することができる。

（3）給付券は、申請1回につき3枚まで一括交付することができる。

### （費用負担等）

第5条 用具の給付等を受けることとなった者（以下「給付対象者」という。）は、その負担能力に応じて、必要な用具の購入に要する費用の一部を直接業者に支払うものとする。

2 前項の規定により用具の給付を受けることとなった給付対象者が直接委託業者に支払うべき額は、別表3で定める額とする。

3 点字図書の給付にあたっては、別表3によらず、尼崎市障害者（児）日常生活用具給付（点字図書）実施要綱により行うものとする。

4 福祉電話の貸与にあたっては、別表3によらず、尼崎市障害者用電話設置事業実施要綱により行うものとする。

### （返還等）

第6条 用具の給付等を受けた者は、当該用具をその給付等の目的に反して使用してはならない。

2 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等を受けた者があるとき、又は用具の給付等を受けた者が前項の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

3 用具の貸与を受けた者が、当該用具を毀損または滅失したときは、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(費用の請求)

第7条 用具を納入した業者が市長に当該用具に係る費用を請求するにあたっては給付券を添付するものとする。

2 用具を納入した業者が市長に請求できる額は、第3条に規定する額から給付対象者が第5条の規定により、直接業者に支払った額を控除して得た額とする。

(施行の細則)

第8条 この要綱の施行については必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和63年5月1日から実施する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年8月1日から実施する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年1月1日から実施する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月1日から実施する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から実施する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年1月1日から実施する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月1日から実施する。

別表1 日常生活用具の種目及び給付の対象者(難病患者)

区分	種 目	限度額	対象者	性 能 等	耐用年数
介護・訓練	特殊寝台	154,000	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年
介護・訓練	特殊マット	19,600	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年
介護・訓練	特殊尿器	67,000	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
介護・訓練	入浴補助用具	90,000	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	8年
介護・訓練	体位変換器	15,000	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
介護・訓練	移動用リフト	159,000	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
介護・訓練	訓練用ベッド	159,200	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年
自立生活	便 器	4,450	常時介助を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる)	8年
	手すり(便器につけた場合)	5,400			
自立生活	歩行支援用具	60,000	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8年
自立生活	特殊便器	151,200	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
自立生活	自動消火器	28,700	火災発生の感知及び非難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年
在宅療養等	ネブライザー	36,000	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
在宅療養等	電気式たん吸引器	56,400	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
在宅療養等	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることができる機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	200,000	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	-

(注) 種目で定める用具については「性能等」を主目的とするもの又は「性能等」を主目的としないものを補助することによって「性能等」を達する補助具(消耗品を除く)。

**別表2 日常生活用具の種目及び給付の対象者(障害者児)**

区分	種目	限度額	対象者		性能等	身体障害		知的障害		耐用年数
			区分	程度・内容		者	児	者	児	
介護・訓練	特殊寝台	154,000	下肢又は体幹	下肢又は体幹機能障害で2級以上 ただし、介護保険対象者は除く	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	○				8年
介護・訓練	特殊マット	19,600	下肢又は体幹及び知的	・下肢又は体幹機能障害で1級(常時介護をする者に限る) ただし、介護保険対象者は除く ・児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定され障害の程度が重度又は最重度である者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	○	○ (原則として、3歳以上)	○	○ (原則として、3歳以上)	5年
介護・訓練	特殊尿器	67,000	下肢又は体幹	下肢又は体幹機能障害で1級(常時介護をする者に限る) ただし、介護保険対象者は除く	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使い得るもの	○	○ (原則として、学齢児以上)			5年
介護・訓練	入浴担架	82,400	下肢又は体幹	下肢又は体幹機能障害で2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	○	○ (原則として、3歳以上)			5年
介護・訓練	体位変換器	15,000	下肢又は体幹	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る) ただし、介護保険対象者は除く	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使い得るもの	○	○ (原則として、学齢児以上)			5年
介護・訓練	移動用リフト	159,000	下肢又は体幹	下肢又は体幹機能障害2級以上	介助者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)	○	○ (原則として、3歳以上)			4年
介護・訓練	訓練いす	33,100	下肢又は体幹	下肢又は体幹機能障害で2級以上	原則として付属のテーブルをつけるものとする		○ (原則として、3歳以上)			5年
介護・訓練	訓練用ベッド	159,200	下肢又は体幹	下肢又は体幹機能障害で2級以上	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの		○ (原則として、学齢児以上)			8年
介護・訓練	エアーマット	100,000	下肢又は体幹	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち運動機能障害の1級であって、自らの意思により臥床姿勢を変えることが難しい者 ただし、介護保険対象者は除く	褥瘡を防止できる機能を有するもの(耐用年数3年)	○				3年

区分	種目	限度額	対象者		性能等	身体障害		知的障害		耐用年数
			区分	程度・内容		者	児	者	児	
自立生活	入浴補助用具	90,000	下肢又は体幹	下肢又は体幹機能障害者であって入浴に介助を必要とする者ただし、介護保険による福祉用具についての介護保険対象者を除く	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	○	○(原則として、3歳以上)			8年
自立生活	便器	4,450	下肢又は体幹	下肢又は体幹機能障害2級以上ただし、介護保険対象者を除く	障害者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる) ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	○	○(原則として、学齢児以上)			8年
	手すり(便器につけた場合)	5,400								
自立生活	歩行補助杖(一点杖)	木材 2,310 軽金属 3,150	下肢・体幹	下肢・体幹機能障害	十分な強度を有するものの木材の外装についてはニス塗装、軽金属については無塗装のもの	○	○			3年
自立生活	移動・移乗支援用具(歩行支援用具)	60,000	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者ただし介護保険対象者は除く	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等 ①障害者の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	○	○(原則として、3歳以上)			8年
自立生活	頭部保護帽	12,160	知的	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの			○	○	3年
自立生活	頭部保護帽	A 15,656 B 37,852	下肢又は体幹	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A スポンジ、革を主原料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主原料に製作	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの 既製品の場合は価格の80%以内の額	○	○			3年
自立生活	特殊便器	151,200	上肢及び知的	・上肢障害2級以上 ・児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの	足踏ペタルにて温水温風を出し得るもの。 知的障害者及び障害児にあっては、介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。 いずれも、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	○	○(原則として、学齢児以上)	○	○(原則として、学齢児以上)	8年
自立生活	火災警報器	15,500	障害2級以上及び知的	・障害等級2級以上 ・児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定され障害の程度が重度又は最重度である者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	○	○	○	○	8年
	自動消火器	28,700			室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消防液を噴射し初期火災を消し得るもの	○	○	○	○	8年

区分	種目	限度額	対象者		性能等	身体障害		知的障害		耐用年数
			区分	程度・内容		者	児	者	児	
自立生活	電磁調理器	41,000	視覚及び知的	・視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ・児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定され障害の程度が重度又は最重度の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	○		○		6年
自立生活	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	視覚	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	○	○ (原則として、学齢児以上)			10年
自立生活	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	聴覚	聴覚障害2級	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	○				10年
在宅療養等	透析液加温器	51,500	じん臓	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	○	○ (原則として、3歳以上)			5年
在宅療養等	ネブライザー	36,000	呼吸器又は同程度の障害	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	○	○ (原則として、学齢児以上)			5年
在宅療養等	電気式たん吸引器	56,400	呼吸器又は同程度の障害	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	○	○ (原則として、学齢児以上)			5年
在宅療養等	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	A 157,500 B 42,000	呼吸器又は同程度の障害	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの A 人工呼吸器の装着が必要な者 B それ以外の者	○	○			5年
在宅療養等	酸素ボンベ運搬車	17,000	在宅酸素療法者	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	○				10年
在宅療養等	盲人用体温計(音声式)	9,000	視覚	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	○	○ (原則として、学齢児以上)			5年
在宅療養等	盲人用体重計	18,000	視覚	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	○				5年

区分	種目	限度額	対象者		性能等	身体障害		知的障害		耐用年数
			区分	程度・内容		者	児	者	児	
情報・意思疎通	携帯用会話補助装置	98,800	音声・言語又は肢体	音声若しくは言語機能障害者又は肢体不自由自者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	○ (原則として、学齢児以上)	○ (原則として、学齢児以上)			5年
情報・意思疎通	情報・通信支援用具	100,000	上肢及び視覚	上肢障害又は視覚障害で2級以上	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等	○ (原則として、学齢児以上)	○ (原則として、学齢児以上)			5年
情報・意思疎通	点字ディスプレイ	383,500	視覚及び聴覚の重複	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	○				6年
情報・意思疎通	点字器	標準型 A 10,712 B 6,798	視覚	視覚障害	A 32マス18行、両面書 真鍮板製 B 32マス18行、両面書 プラスチックス製	○	○			7年
		携帯用 A 7,416 B 1,699	視覚	視覚障害	A 32マス4行、片面書アルミニーム製 B 32マス12行、片面書プラスチックス製	○	○			5年
情報・意思疎通	点字タイプライター	63,100	視覚	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	○ (本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	○ (本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)			5年
情報・意思疎通	視覚障害者ポータブルレコーダー	録音再生 85,000 再生専用 35,000	視覚	視覚障害2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	○	○ (原則として、学齢児以上)			6年
情報・意思疎通	盲人用テープレコーダー	23,000	視覚	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	○	○			6年
情報・意思疎通	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	視覚	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの)で、視覚障害者が容易に使用し得るもの	○	○ (原則として、学齢児以上)			6年
情報・意思相通	視覚障害者用拡大読書器	198,000	視覚	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	○	○ (原則として、学齢児以上)			8年

区分	種目	限度額	対象者		性能等	身体障害		知的障害		耐用年数
			区分	程度・内容		者	児	者	児	
情報・意思疎通	盲人用時計 (触読)	10,300	視覚	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため、触読式時計の使用が困難な者を原則とする	視覚障害者が容易に使用し得るもの	○				10年
	盲人用時計 (音声)	13,300								
情報・意思疎通	聴覚障害者用通信装置	71,000	聴覚	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	○	○ (原則として、学齢児以上)			5年
情報・意思疎通	聴覚障害者用情報受信装置	88,900 (取り付け工事費等除く)	聴覚	聴覚障害者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを作成する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	○	○			6年
情報・意思疎通	人工内耳体外部装置	200,000	聴覚	聴覚障害者であつて、人工内耳を装着している者	医療機関等より医療保険の給付制度を利用して本装置の販売が出来ないと判断された場合に支給する。 ただし、民間保険を活用する場合は、本体価格から保険会社が認定する損害額を差し引いた金額を対象とする。	○	○			5年
情報・意思疎通	人工喉頭	笛式 5,150	音声・言語	音声・言語機能障害	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	○	○			4年
		電動式 72,203	音声・言語	音声・言語機能障害	頸下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	○	○			5年
貸与 情報・意思疎通	福祉電話	83,300	難聴者又は外出困難な身体障害者	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であつてコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)。	障害者が容易に使用し得るもの	○				—
共同利用 情報・意思疎通	視覚障害者用ワードプロセッサー	1,030,000	視覚	視覚障害者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	○	○ (原則として、学齢児以上)			—
情報・意思相通	点字図書	—	視覚	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者 年間6タイトル又は24巻(辞書等一括購入を除く)	点字により作成された図書	○	○			—

区分	種目	限度額	対象者		性能等	身体障害		知的障害		耐用年数
			区分	程度・内容		者	児	者	児	
排泄管理	ストマ用装具 (蓄便袋)	8,858 (1ヶ月分)	直腸	直腸機能障害	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	○	○			—
排泄管理	ストマ用装具 (蓄尿袋)	11,639 (1ヶ月分)	ぼうこう	ぼうこう機能障害	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	○	○			—
排泄管理	ストマ用装具 (紙おむつ)	12,000 (1ヶ月分)	直腸、ぼうこう又は脳原性障害で知的障害重度	・3歳以上で次のいずれかの状態の者 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障害があり、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定され障害の程度が重度又は最重度のため排尿若しくは排便の意思表示が困難な者 ・治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある者 ・ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者 ・先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 ・先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者	サラン・ガーゼ・脱脂綿も同様	○	○			—
排泄管理	収尿器	男性用 A 普通型 7,931 B 簡易型 5,871	ぼうこう	ぼうこう機能障害、脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの ラテックス製又はゴム製	○	○			1年
		女性用 A 普通型 8,755 B 簡易型 6,077	ぼうこう	ぼうこう機能障害、脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)	A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	○	○			1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	200,000	下肢又は体幹	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)ただし介護保険対象者を除く		○	○ (学齢児以上)			

(注1) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取扱う。

(注2) 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

(注3) 種目で定める用具については「性能等」を主目的とするもの又は「性能等」を主目的としないものを補助することによって「性能等」を達する補助具(消耗品を除く)。

### 別表3 給付対象者の負担額

所得区分	収入状況	負担額	負担上限月額
生活保護	<u>生活保護受給世帯に属する人</u>	0円	
低所得	<u>市町村民税が非課税である世帯に属する人</u>	0円	
一般1	市町村民税課税世帯で、最多納税者の市町村民税所得割額が16万円未満の世帯に属する人で、障害者本人が18歳以上の場合。	別表に定める限度額の100分の10以内で、要した費用の100分の10に相当する額	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯で、最多納税者の市町村民税所得割額が28万円未満の世帯に属する人で、障害者本人が18歳未満の場合。	別表に定める限度額の100分の10以内で、要した費用の100分の10に相当する額	4,600円
一般3	市町村民税課税世帯で、最多納税者の市町村民税所得割額が46万円未満の世帯に属する人	別表に定める限度額の100分の10以内で、要した費用の100分の10に相当する額	37,200円
対象外	市町村民税課税世帯で、最多納税者の市町村民税所得割額が46万円以上の世帯に属する人	全額自己負担	

#### 摘要

1 「市町村民税」とは、日常生活用具の給付のあった月の属する年度(日常生活用具の給付のあった月が4月から6月までにあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税のことをいう。

2 「市町村民税所得割」とは、日常生活用具の給付のあった月の属する年度(日常生活用具の給付のあった月が4月から6月までにあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民所得割(同法第292条第1項第2号に掲げる所得割)のことをいう。

3 「世帯」とは、障害者本人が18歳以上の場合は「障害者本人及び同一世帯に属する配偶者」、18歳未満の場合は「住民基本台帳上の世帯」のことをいう。

4 「別表に定める限度額の100分の10以内で、要した費用の100分の10に相当する額」とは、1円未満を切捨てた額とする。

5 市町村民税課税世帯で、均等割のみが課税されている世帯のうち、同一月内に複数のストマ用装具の申請があった場合は、別表4によらず、ストマ用装具全体の負担上限月額は2,327円とする。また、1ヶ月分の給付を行う場合は、さらに2分の1を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

6 市町村民税課税世帯で、最多納税者の市町村民税所得割額を算出する場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年省令第19号)第26条の3の規定を準用する。